改正後	改正前
（都道府県又は市町村が事務を行う場合の証明書の様式） **第十条の四の二**　前二条に定める証明書の様式は、法第九条第三項の規定により事務を都道府県又は市町村が行うこととなつた場合においては、別表第六によることができる。 別表第六 （第１面） 第　　号 立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書 職　名 氏　名 生年月日　　年　　月　　日生 写真 年　　月　　日交付 年　　月　　日限り有効 都道府県知事（市町村長・区長）　印 （第２面） この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。 法　令　の　条　項 ／ 該当の有無 （備考）１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。 ２　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。 ３　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。 ４　記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第２面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。 ５　裏面には、参照条文を記載することができる。	［条を加える。］ ［別表を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。